

第97期定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式
会社 **パーカー コーポレーション**

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業行動指針及び役職員行動規範等を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
 - イ. 当社は、内部通報規程を定め、当社の取締役及び従業員が法令、定款、社内規程等に違反する疑いのある行為について、社内及び社外の相談窓口に通報または相談を直接行うことができる体制とする。
 - ウ. 社長直轄の内部監査室が、業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して監査を実施し、その結果について、社長及び監査役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報を適切に保存、管理する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書その他の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程に従い、リスクを適切に管理する。
 - イ. リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役によって構成される内部統制委員会へ報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、取締役会を原則月2回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - イ. 当社は、執行役員制度を導入し、執行役員には取締役会が決議した業務執行権限を与えることにより、環境変化に応じた業務執行の迅速化を図る。また、執行役員には必要に応じて取締役会に対して業務執行状況を報告させる。
 - ウ. 当社は、取締役会規程及び執行役員規程を定め、取締役ならびに執行役員の役割と権限を明確にすることにより取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、関係会社管理規程に基づく子会社から当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。また、当社から子会社に取締役又は監査役を適宜派遣することにより、業務執行を監督する。
 - イ. 当社は、当社及び子会社からなる当社グループに適用するリスク管理規程等に基づき、リスク管理を行う。但し、子会社のリスク管理は、他の株主との関係及び海外においては当該国の法令、慣習の違いを考慮し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努める。
 - ウ. 当社は、子会社の事業計画及び予算を管理するため子会社の代表者が出席するグループ予算会議を開催する。また、当社は、子会社の業績及び財務状況等を把握し、適切な助言を行うことにより、子会社の業務の効率性向上を図る。
 - エ. 当社は、子会社の規模、業容及び当社グループにおける重要性等を踏まえ、企業行動指針及び役職員行動規範等を、子会社に周知することにより、当社グループのコンプライアンス体制の構築を図る。
 - オ. 当社の監査役は、子会社の監査を行うとともに、子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
 - カ. 当社の内部監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備・運用状況を監査し、その結果について、当社代表取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求めがあった場合は、取締役と監査役との協議により、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を置く。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 取締役が、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒処分等の人事権を行使する場合は、監査役の同意を得なければならない。
 - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事させる。

- ⑧ 当社及びその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ア. 監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に出席し、経営上の重要情報を把握する。更に、監査役は、重要な稟議書その他経営に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができる。
 - イ. 当社グループに適用する内部通報規程等に基づき、監査役は、法令違反等に関する報告を子会社の取締役又は使用人、もしくは内部通報規程等に定められた担当者から受ける。
 - ウ. 当社は、当社監査役に法令違反等に関する報告を行った当社グループの者が、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- ア. 監査役は、職務の遂行にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家を必要に応じて活用することができる。また、当社は、監査役の職務の遂行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。
 - イ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は、会計監査人から定期的に報告を受け、その際に必要な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 業務の適正を確保するための取り組み
- 当社は、取締役会において決議した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制に関する評価を実施した結果、適切に運用されていることを確認いたしました。
- ② コンプライアンスに関する取り組み
- 当社は、コンプライアンスに関する社内研修、当社及びグループ各社の使用人を対象としたコンプライアンスに関するディスカッション並びにコンプライアンス意識調査を実施する等して、法令遵守の周知徹底に取り組みました。
- また、当社は、コンプライアンス体制の充実を図るため、法令違反等に関する相談制度を運用しております。
- ③ リスク管理に関する取り組み
- 当社は、当社グループの事業運営に影響を及ぼすリスクを選定し、そのリスク管理に関するマニュアルを制定し、またリスクの管理状況をモニタリングする等してリスクの低減活動に取り組みました。
- ④ 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み
- 当社は、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において重要事項の審議・決議を行いました。
- さらに、当社は、執行役員制度を活用し、効率的に業務執行いたしました。
- ⑤ グループ管理に関する取り組み
- 当社は、関係会社管理規程に基づき、国内外の子会社から当社への決裁・報告制度を運用することにより、グループ会社の経営管理を行いました。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な子会社の名称

① 連結子会社の数 30社

② 主要な連結子会社の名称

- パーカーアサヒ株式会社
- パーカー工業株式会社
- パーカーケミテック株式会社
- 株式会社パーカーアコウスティック
- パーカー川上株式会社
- 株式会社東海化学工業所
- SHANGHAI PARKER M&E PARTS CO., LTD.
- PARKER M&E PARTS (FOSHAN) CO., LTD.
- PARKER INTERNATIONAL CORP. (THAILAND) LTD.
- PARKER INTERNATIONAL (TAIWAN) CORPORATION
- PARKER INTERNATIONAL CZECH s. r. o.
- PARKER AMERICAS INC.
- PARKER AMERICAS de MEXICO S. de R. L. de C. V.
- 天津コンフォート自動車部品製造有限公司

③ 連結範囲の変更

当連結会計年度より、PARKER AMERICAS INC. (アメリカ)・PARKER AMERICAS de MEXICO S. de R. L. de C. V. (メキシコ)・天津コンフォート自動車部品製造有限公司(中国)・PNホールディングス合同会社の株式と持分を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありましたQINGDAO PARKER M&E PARTS CO., LTD.については清算したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数及び会社の名称

① 持分法を適用した関連会社数 4社

② 会社等の名称

- 株式会社雄元
- ニッキトライシステム株式会社
- GUANGZHOU PARKER AUTO PARTS CO., LTD.
- ZHEJIANG PARKER THERMO TECHNOLOGY CO., LTD.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(関連会社) ……KEY CHEMICALS CO., LTD

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外連結子会社20社であり、決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な会計方針等

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・・・・移動平均法による原価法

② デリバティブ・・・・・・時価法

③ 棚卸資産・・・・・・主として移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）・・・定率法（ただし、在外子会社は主として定額法）

ただし、当社及び国内の連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・10～50年 機械装置・・・5～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額を退職給付費用として処理しております。

また、当社及び一部の連結子会社は複数事業主制度としての総合型企業年金基金に加入しており、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

①商品及び製品の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の商品及び製品の販売は、通常は顧客に商品及び製品を出荷した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②設備の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の設備の販売は、通常は設備が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

- (ア)ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- (イ)ヘッジ手段とヘッジ対象……………(ヘッジ手段)
為替予約取引及び通貨オプション
金利スワップ取引
(ヘッジ対象)
外貨建金銭債権債務
外貨建予定取引
金融機関からの借入金
- (ウ)ヘッジ方針……………当社グループの為替予約取引及び通貨オプションは、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引のうち、重要なものに対してのみ行うこととしております。また、金利スワップ取引については借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。
- (エ)ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約取引及び通貨オプションについては、ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効性を評価しております。
また、金利スワップについては、すべて特例処理の要件を満たすものであり、金融商品に関する会計基準に基づき有効性の評価を省略しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 連結貸借対照表の金額

繰延税金資産 195百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件や国際情勢の変動などによって影響を受ける可能性があります。

なお、ロシアによるウクライナ侵攻など、世界経済の先行きは不透明な状況が続いておりますが、将来収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表の注記]

受取手形裏書譲渡高	35百万円
有形固定資産の減価償却累計額	22,530百万円

[連結株主資本等変動計算書の注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式	普通株式	26,801,452	—	—	26,801,452	
自己株式	普通株式	1,791,665	124	5,200	1,786,589	

普通株式の自己株式の増加数124株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

普通株式の自己株式の減少数5,200株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	225	9.0	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	275	11.0	2023年9月30日	2023年12月4日
計		500			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 275百万円
- ② 1株当たり配当金 11円
- ③ 基準日 2024年3月31日
- ④ 効力発生日 2024年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等である非上場株式（連結貸借対照表計上額1,644百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,778	3,778	—
(2) 長期借入金	(2,117)	(2,105)	11
(3) デリバティブ取引	(0)	(0)	—

（*）負債に計上されているものは、（ ）で示しております。

（注） 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(3)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価の算定方法は、取引先金融機関から提供された価格によっております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券株式	3,778	—	—	3,778
デリバティブ取引	—	(0)	—	(0)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,105	—	2,105

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

国内外別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	機械部門	化成部品部門	化学品部門	産業用素材 部門	化工品部門	計		
国内	2,178	12,833	5,220	10,382	5,470	36,086	2,161	38,248
海外	346	18,042	1,529	7,362	1,020	28,301	1,184	29,485
顧客との契約から生じる収益	2,524	30,876	6,750	17,744	6,490	64,387	3,346	67,733
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,524	30,876	6,750	17,744	6,490	64,387	3,346	67,733

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、石油関連商品を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]4. 重要な会計方針等」の「(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	15,492 百万円
契約負債	307

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

- (1) 1株当たり純資産額 1,661円36銭
(2) 1株当たり当期純利益 143円99銭

[企業結合に関する注記]

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：PARKER AMERICAS INC. (アメリカ) ・PARKER AMERICAS de MEXICO S. de R.L. de C.V. (メキシコ) ・天津コンフォート自動車部品製造有限公司 (中国) の株式と持分を保有する新設会社であるPNホールディングス合同会社
事業の内容：鋼板用補強材等の製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、自動車産業ビジネスを中核事業として、国内外の顧客の発展と合理化に寄与するために、企画力・開発力・技術力を結集し、先進的商品を製造・供給することに努めております。他方、日東電工株式会社グループのNVH事業は、自動車産業ビジネスにおいて、卓越した技術力と販売力があります。

自動車市場においては電動化における制振、振動技術の要求が高まっている状況下において、当社は日東電工株式会社グループの有する技術力と販売チャネルを継承し、NVH事業のトータルソリューション企業として提案力強化を図ってまいります。

この結果、当社グループは自動車部品の製造拠点を北米に所有することとなり、グローバル供給体制を構築することができます。

(3) 企業結合日

2023年4月3日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした持分取得

(5) 結合後企業の名称

PNホールディングス合同会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として持分を取得することによるものです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日をみなし取得日としており、且つ、当社と被取得企業との連結決算日の差異が3ヶ月を超えないことから、4月1日から12月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,393百万円
取得原価		1,393百万円

(注) 取得の対価については、契約に基づく価格調整を反映させた金額です。

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 145百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん

790百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上してまいります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,157百万円
固定資産	667
資産合計	6,825
流動負債	2,991
固定負債	1,649
負債合計	4,641

~~~~~  
連結注記表の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部             |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目               | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>14,667</b> | <b>流動負債</b>      | <b>9,465</b>  |
| 現金及び預金          | 2,297         | 支払手形             | 175           |
| 受取手形            | 176           | 電子記録債務           | 1,427         |
| 電子記録債権          | 1,948         | 買掛金              | 3,423         |
| 売掛金             | 5,812         | 短期借入金            | 1,200         |
| 商品              | 2,583         | 関係会社短期借入金        | 1,120         |
| 前渡金             | 550           | 1年内返済予定の長期借入金    | 150           |
| 前払費用            | 248           | リース債務            | 150           |
| 関係会社短期貸付金       | 30            | 未払金              | 661           |
| 未収入金            | 1,003         | 未払費用             | 182           |
| その他             | 47            | 未払法人税等           | 329           |
| 貸倒引当金           | △31           | 未払消費税等           | 120           |
|                 |               | 前受金              | 86            |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,015</b> | 賞与引当金            | 410           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,387</b>  | その他              | 27            |
| 建物              | 963           | <b>固定負債</b>      | <b>3,231</b>  |
| 構築物             | 16            | 長期借入金            | 1,600         |
| 機械装置            | 230           | リース債務            | 162           |
| 車両運搬具           | 8             | 繰延税金負債           | 299           |
| 工具器具備品          | 154           | 退職給付引当金          | 1,025         |
| 土地              | 3,454         | 役員退職慰労引当金        | 114           |
| リース資産           | 284           | 債務保証損失引当金        | 16            |
| 建設仮勘定           | 274           | 資産除去債務           | 7             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>168</b>    | その他              | 6             |
| ソフトウェア          | 115           | <b>負債合計</b>      | <b>12,697</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 49            | <b>純資産の部</b>     |               |
| 電話加入権           | 3             | <b>株主資本</b>      | <b>18,139</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,459</b> | 資本金              | 2,201         |
| 投資有価証券          | 913           | 資本剰余金            | 2,281         |
| 関係会社株式          | 5,901         | 資本準備金            | 2,210         |
| 関係会社出資金         | 2,724         | その他資本剰余金         | 70            |
| 長期貸付金           | 245           | <b>利益剰余金</b>     | <b>14,306</b> |
| 関係会社長期貸付金       | 2,079         | 利益準備金            | 179           |
| 敷金              | 30            | その他利益剰余金         | 14,126        |
| 保証金             | 15            | 別途積立金            | 4,403         |
| その他             | 654           | 繰越利益剰余金          | 9,723         |
| 貸倒引当金           | △103          | <b>自己株式</b>      | <b>△649</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>32,682</b> | 評価・換算差額等         | 1,845         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 1,845         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>     | <b>19,985</b> |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>32,682</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 28,473 |
| 売上原価         |     | 21,429 |
| 売上総利益        |     | 7,044  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 5,501  |
| 営業利益         |     | 1,543  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 575 |        |
| 為替差益         | 195 |        |
| その他          | 290 | 1,061  |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 80  |        |
| その他          | 157 | 237    |
| 経常利益         |     | 2,366  |
| 特別利益         |     |        |
| 関係会社清算益      | 53  | 53     |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除却損      | 0   |        |
| 関係会社出資金評価損   | 29  | 30     |
| 税引前当期純利益     |     | 2,390  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 518 |        |
| 法人税等調整額      | 97  | 615    |
| 当期純利益        |     | 1,775  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |         |       |       |         |         |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------|-------|-------|---------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |         |
| 2023年4月1日残高             | 2,201   | 2,210 | 68       | 2,279   | 179   | 4,403 | 8,448   | 13,031  |
| 事業年度中の変動額               |         |       |          |         |       |       |         |         |
| 剰余金の配当                  |         |       |          |         |       |       | △225    | △225    |
| 剰余金の配当(中間配当)            |         |       |          |         |       |       | △275    | △275    |
| 当期純利益                   |         |       |          |         |       |       | 1,775   | 1,775   |
| 自己株式の取得                 |         |       |          |         |       |       |         |         |
| 自己株式の処分                 |         |       | 1        | 1       |       |       |         |         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |          |         |       |       |         |         |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —     | 1        | 1       | —     | —     | 1,275   | 1,275   |
| 2024年3月31日残高            | 2,201   | 2,210 | 70       | 2,281   | 179   | 4,403 | 9,723   | 14,306  |

|                         | 株主資本 |        | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計  |
|-------------------------|------|--------|--------------|---------|------------|--------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 2023年4月1日残高             | △650 | 16,861 | 1,358        | △42     | 1,315      | 18,176 |
| 事業年度中の変動額               |      |        |              |         |            |        |
| 剰余金の配当                  |      | △225   |              |         |            | △225   |
| 剰余金の配当(中間配当)            |      | △275   |              |         |            | △275   |
| 当期純利益                   |      | 1,775  |              |         |            | 1,775  |
| 自己株式の取得                 | △0   | △0     |              |         |            | △0     |
| 自己株式の処分                 | 1    | 3      |              |         |            | 3      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |      |        | 487          | 42      | 530        | 530    |
| 事業年度中の変動額合計             | 1    | 1,278  | 487          | 42      | 530        | 1,809  |
| 2024年3月31日残高            | △649 | 18,139 | 1,845        | —       | 1,845      | 19,985 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 市場価格のない株式等以外のもの・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
  - (2) デリバティブ・・・・・・・・・・時価法
  - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 商 品・・・・・・・・・・移動平均法による原価法  
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - （リース資産を除く）・・・・・・・・・・定率法
      - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
      - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
      - 建 物…10～50年
      - 機械装置…5～15年
  - (2) 無形固定資産
    - （リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法
      - なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産
    - （所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産）
      - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金・・・・退職給付債務及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
当社は確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額を退職給付費用として処理しております。  
また、当社は複数事業主制度としての総合型企業年金基金に加入しており、確定拠出制度と同様に会計処理しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - (5) 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### ①商品の販売に係る収益認識

当社の商品の販売は、通常は顧客に商品を出荷した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

##### ②設備の販売に係る収益認識

当社の設備の販売は、通常は設備が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………(ヘッジ手段)

為替予約取引及び通貨オプション

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

金融機関からの借入金

##### ③ ヘッジ方針……………当社の為替予約取引及び通貨オプションは、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引のうち、重要なものに対してのみ行うこととしております。また、金利スワップ取引については借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約取引及び通貨オプションについては、ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効性を評価しております。

また、金利スワップについては、すべて特例処理の要件を満たすものであり、金融商品に関する会計基準に基づき有効性の評価を省略しております。

### [貸借対照表に関する注記]

|                                                                    |          |
|--------------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                  | 6,575百万円 |
| 2. 保証債務                                                            |          |
| ① 他社の借入に対し、次のとおり保証を行っております。                                        |          |
| 関係会社                                                               |          |
| パーカーアサヒ株式会社                                                        | 300百万円   |
| パーカー川上株式会社                                                         | 300百万円   |
| PARKER CORPORATION MEXICANA, S. A. de C. V.                        | 222百万円   |
| 株式会社佑光社                                                            | 150百万円   |
| パーカー工業株式会社                                                         | 100百万円   |
| PARKER INTERNATIONAL CZECH s. r. o.                                | 100百万円   |
| PARKER INTERNATIONAL TURKEY ACOUSTIC AND THERMAL SOLUTION LTD. STI | 98百万円    |
| ② 他社の輸入通関税納付猶予に対し、次のとおり保証を行っております。                                 |          |
| 関係会社                                                               |          |
| PARKER INTERNATIONAL CORP. (THAILAND) LTD.                         | 7百万円     |
| ③ 他社の仕入取引に対し、次のとおり保証を行っております。                                      |          |
| 関係会社                                                               |          |
| パーカー川上株式会社                                                         | 3百万円     |
| ④ 他社の為替予約に対し、次のとおり保証を行っております。                                      |          |
| 関係会社                                                               |          |
| パーカー川上株式会社                                                         | 28百万円    |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                              |          |
| 短期金銭債権                                                             | 1,555百万円 |
| 短期金銭債務                                                             | 1,903百万円 |
| 長期金銭債権                                                             | 2,079百万円 |

### [損益計算書に関する注記]

|                  |          |
|------------------|----------|
| 関係会社との取引高        |          |
| 関係会社に対する売上高      | 2,332百万円 |
| 関係会社からの仕入高       | 8,446百万円 |
| 関係会社に対する営業費用     | 44百万円    |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 770百万円   |

### [株主資本等変動計算書に関する注記]

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |            |
| 普通株式                   | 1,786,589株 |

## [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                  |         |
|------------------|---------|
| (繰延税金資産)         |         |
| 未払事業税            | 25百万円   |
| 未払事業所税否認         | 1百万円    |
| 賞与引当金限度超過額       | 125百万円  |
| 未払社会保険料          | 16百万円   |
| 退職給付引当金限度超過額     | 314百万円  |
| 役員退職慰労引当金        | 34百万円   |
| 在庫評価損            | 5百万円    |
| 投資有価証券評価損        | 5百万円    |
| 関係会社株式等評価損       | 204百万円  |
| 債務保証損失引当金        | 5百万円    |
| 貸倒引当金            | 41百万円   |
| その他              | 13百万円   |
| 繰延税金資産 小計        | 792百万円  |
| 評価性引当額           | △282百万円 |
| 繰延税金資産合計         | 509百万円  |
| (繰延税金負債)         |         |
| その他有価証券評価差額金     | △809百万円 |
| その他              | △0百万円   |
| 繰延税金負債合計         | △809百万円 |
| 繰延税金資産 (△負債) の純額 | △299百万円 |

## [関連当事者との取引に関する注記]

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性           | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                 | 取引内容                          | 取引金額  | 科目            | 期末残高       |
|--------------|---------------|--------------------|-------------------------------------------|-------------------------------|-------|---------------|------------|
| その他の<br>関係会社 | 日本パーカライジング(株) | 被所有<br>直接24.2%     | 当社商品の販売<br>ならびに日本パー<br>カライジング<br>(株)の製品購入 | 工業用薬品、産業<br>用機械の販売<br>(注1、注2) | 1,218 | 電子記録債権<br>売掛金 | 443<br>120 |
|              |               |                    |                                           | 工業用薬品の購入<br>(注3)              | 253   | 買掛金           | 23         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工業用薬品の販売については、市場価格を勘案して、当社希望価格を提示し毎期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 産業用機械の販売については、仕入原価を勘案して決定しております。

(注3) 工業用薬品の購入については、原材料の市場価格から算定した価格並びに日本パーカライジング株式会社から提示された価格を検討の上決定しております。

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                                                                               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容                 | 取引金額  | 科目    | 期末残高  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|----------------------|-------|-------|-------|
| 子会社 | パーカーアサヒ(株)                                                                           | 所有<br>直接91.0%      | 役員の兼任     | 債務の保証(注1)            | 300   | —     | —     |
|     |                                                                                      |                    |           | 化成品、産業用素<br>材の購入(注2) | 3,343 | 買掛金   | 284   |
| 子会社 | パーカー川上(株)                                                                            | 所有<br>直接100.0%     | 役員の兼任     | 債務の保証(注3)            | 331   | —     | —     |
| 子会社 | PARKER AMERICAS de<br>MEXICO S. de R. L.<br>de C. V.                                 | 所有<br>間接100.0%     | 資金の貸付     | 資金の貸付(注4)            | —     | 長期貸付金 | 1,798 |
| 子会社 | P A R K W O O D<br>E N G I N E E R I N G<br>D E V E L O P M E N T C O R P .          | 所有<br>直接100.0%     | 資金の借入     | 資金の借入(注5)            | —     | 短期借入金 | 1,120 |
| 子会社 | パーカーケミテック<br>(株)                                                                     | 所有<br>直接100.0%     | 設備の賃貸     | 設備の賃貸(注6)            | 79    | —     | —     |
| 子会社 | P A R K E R<br>I N T E R N A T I O N A L<br>( T A I W A N )<br>C O R P O R A T I O N | 所有<br>直接100.0%     | 当社商品の販売   | 配当金の受取<br>(注7)       | 94    | —     | —     |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金融機関等からの借入金に対し債務保証を行っております。

(注2) 化成品、産業用素材製品の購入については、原材料の市場価格から算定した価格並びにパーカーアサヒ株式会社から提示された価格を検討の上決定しております。

(注3) パーカー川上株式会社の借入、為替予約及び輸入信用取引に対し債務保証を行っております。

(注4) 貸付金の金利は、子会社が金融機関から借入れている平均金利に準じて決定しております。

(注5) 借入金の金利は、当社が金融機関から借入れている平均金利に準じて決定しております。

(注6) 製造設備等の賃貸料は、賃貸資産の維持管理費用を基に決定しております。

(注7) 子会社からの剰余金の配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、定時株主総会により配当金額を決定しております。

## [収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## [1株当たり情報に関する注記]

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 798円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 70円98銭  |

個別注記表の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社パーカーコーポレーション  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 敦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パーカーコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上